

ノートルダム清心女子大学 障害のある学生に対する支援 基本方針

2020年5月20日制定

2021年12月22日改正

1. 基本理念

ノートルダム清心女子大学（以下、「本学」という。）は、ナミュール・ノートルダム修道女会の創設者ジュリー・ビリアートの教育修道女会設立の趣旨に基づく教育理念を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づき、本学に在籍するすべての学生が、障害の有無にかかわらず、相互に人格の独自性を認め合い、その可能性を信頼し合いながら安心して学ぶことができる環境を整備する。

本学の障害のある学生に対する支援は、支援により学生の修学が実りあるものとなることを願いつつ、支援活動を通じてすべての学生及び教職員等の支援者が障害に対する理解を深め、全ての人々が真に求めるものにまなざしを向け、お互いを尊重し認め合いながら「真の自由人」の育成に寄与できると共に、それが、インクルーシブな社会を形成する基盤となる場となることを目指すものとする。」

2. 基本方針

本学は、基本理念に基づき、障害のある学生に対して合理的配慮を提供するため、以下のとおり基本方針を定める。

合理的配慮とは、障害のある学生が他の学生と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために本学が行う必要かつ適当な変更及び調整であり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、本学において教育を受ける場合に個別に必要とされるものである。障害の有無にかかわらず、学生が分け隔てなく相互に人格と個性を尊重しあいながら本学にて教育を受けることにおいて、均衡を失わず過重な負担とならないよう建設的な対話による合意形成をもって行うものである。

*上記の「合理的配慮」の定義については「障害者の権利に関する条約」第2条に準拠する。

- (1) 入学時選抜においては、本人及び保護者からの事前の申請に基づき、必要に応じ建設的な対話を行った上で、障害の状態や程度に応じて、特別措置による入学時選抜を実施する。
- (2) 入学後においては、本人との建設的な対話を重ね、学内関連部署間の密接な連携により、障害の状態や程度に応じて、学生の学修機会を平等に保障できるよう、合理的配慮の提供を行う。その具体的手続きは、学務部による「特別配慮申請」の制度に重ねておこなうものとする。

- (3) 障害のある学生が学内で安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、環境整備に努める
- (4) 障害のある学生の卒業後の進路については、本人との建設的な対話を重ね、学内関連施設や外部機関との連携により支援の充実に努める。
- (5) 全ての学生及び教職員に対して、障害のある学生への理解啓発や意識向上のための取組を実施する。

3. 支援体制

- ・入学時選抜における合理的配慮については入試広報部が窓口となって実施する。その提供内容は「障害学生支援委員会」での意見聴取を踏まえ、入試委員会によって決定する。
- ・合格決定後は、インクルーシブ教育研究センターを窓口として、障害がある学生の支援（合理的配慮の提供を含む）についての検討を実施する。
- ・障害のある学生の支援は、学内の各組織が連携・協働して行う。必要に応じて「インクルーシブ学内支援チーム」を結成してその充実に努める。
- ・障害のある学生の支援に関する総合窓口はインクルーシブ教育研究センター「学生支援・相談部門」とする。
- ・障害のある学生支援に関する検討は、障害学生支援委員会にて行い、必要な場合には、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4. 個人情報保護

本学の学生及び教職員等の支援者は、障害のある学生を支援する上で知りえた個人情報（障害に関する事項や相談内容を含む）の管理を厳密に行う。第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。ただし、インクルーシブ教育研究センター長や学務部長が障害のある学生への支援を行うための連携に資すると判断した場合のみ、守秘義務を十分に遵守しつつ支援者の間で個人情報を共有することができる。

5. 障害のある学生支援に関する相談窓口

本学における相談窓口は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| ・総合窓口 | インクルーシブ教育研究センター |
| ・入試に関すること | 入試広報部 |
| ・修学支援に関すること | 学務部教務係 |
| ・学生生活に関すること | 学務部学生係 |
| ・心身の健康に関すること | 学務部保健センター、インクルーシブ教育研究センター
学生相談室 |
| ・進路支援に関すること | キャリアサポートセンター |
| ・進路支援(教職)に関すること | 学務部教職支援センター |

- ・免許・資格に関すること 学務部教務係
- ・環境整備に関すること 施設企画管理部

6. 現在の支援内容の例

(1) 入学時選抜

- ・試験室や座席位置の配慮
- ・別室受験
- ・用紙の拡大やICT機器による支援
- ・持参器具の使用の配慮(車椅子テーブル等)
- ・机や椅子の調整

(2) 修学支援

- ・履修・事務手続きにおける配慮
- ・教室の配置
- ・座席位置の配慮
- ・定期試験での配慮
- ・教科書の電子化
- ・配布資料の電子データ提供
- ・車椅子使用に合わせた机の提供
- ・障害学生サポーターによる支援
- ・授業担当教員への配慮事項の伝達

(3) 学生生活支援

- ・施設利用に関する支援
- ・行事の際の会場及び座席位置の配慮
- ・個人ロッカーへの配慮
- ・介護支援員による支援

(4) 進路・就職支援

- ・キャリアカウンセリングの際の配慮
- ・学外の支援機関の紹介
- ・障害特性に応じた求人の紹介

(5) 環境整備

- ・スロープの見直しや設置
- ・多目的トイレの改修
- ・階段昇降機の設置
- ・エレベーター内への鏡の設置